

令和2年度 兵庫県主任相談支援専門員養成研修 実施要項

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を担う人材の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

兵庫県

3 兵庫県における主任相談支援専門員の役割

- (1) 市町自立支援協議会に参画し、地域課題や相談支援体制について協議し、相談支援従事者への指導・助言を行うとともに、地域の研修の企画運営及び講師として参画する。
- (2) 兵庫県相談支援従事者初任者研修及び現任研修で行う実習を受け入れ、受講生への指導・助言を行う。
- (3) 兵庫県が実施する主任相談支援専門員養成研修の企画運営及び講師として参画する。

4 研修対象者

障害者等への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員であり、相談支援従事者現任研修を修了した後、本研修の受講開始日前において相談支援又は障害児相談支援の業務に従事した期間が3年（36か月）以上である者で、以下のいずれかの要件を満たす者。

①	基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
②	都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
③	その他、相談支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する者であり、兵庫県又は市町が適当と認める者であること。

5 研修日程

令和3年2月24日(水)、26日(金)、3月1日(月)から3日(水) 5日間

6 研修会場

未定（受講決定時に案内）

7 受講申込

原則として、市町を通じての推薦とする。

ただし、兵庫県が配置している圏域コーディネーターについては、市町からの推薦は不要とする。

8 受講決定

受講可否については、申込期間後から1ヶ月前後で推薦市町を通じて申込者全員に通知する。また、事前課題を合わせて送付する。

9 受講料・資料代等 無料

10 研修修了の認定方法

- (1) 研修の事前課題、全科目の講義・演習を修了した場合のみ修了証書を交付する。
- (2) 受講決定後の事前課題に明らかな不備がある場合や提出の締め切りを過ぎた場合は、受講を取り消す場合がある。

11 個人情報の取扱い

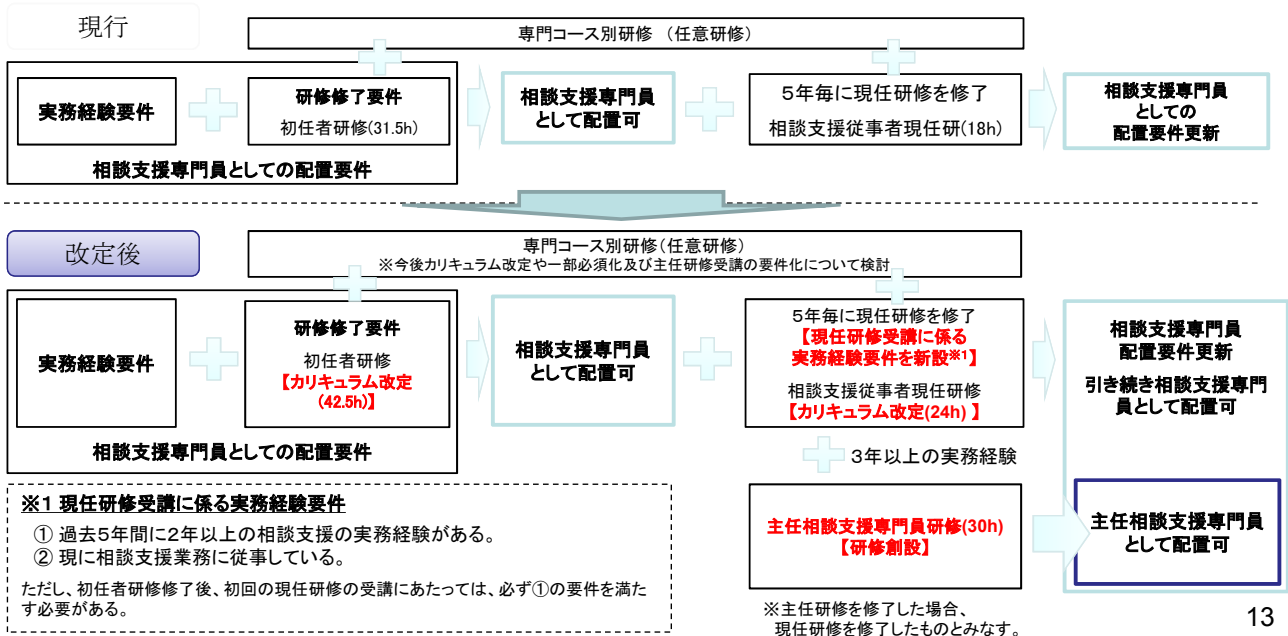
推薦書等に記載された個人情報は、本研修事業の実施業務及び修了者名簿の管理業務以外で利用しないものとする。

12 照会先

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課障害政策班 【担当】村上、奥村
住 所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
T E L：078-341-7711（代表）内線 2966
メール：shougaika@pref.hyogo.lg.jp

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



13

主任相談支援専門員および主任相談支援専門員養成研修の位置付け

告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成一八・九・二九厚労告五二三）

4. 特定事業所加算

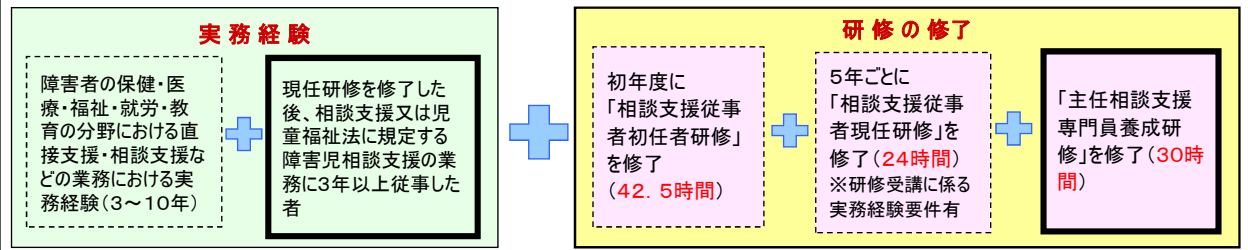
厚生労働大臣が定める基準（平成二七・厚労告一八〇の二）に適合すると届け出た事業所に所定の加算

イ. 特定事業所加算（I）

（1）専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつそのうち1名以上が別に厚生労働大臣の定める者（「主任相談支援専門員」という）であること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第2号イ（1）の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの（平成三〇・三・二二厚労告一一五）

※破線は相談支援専門員の規定（初任・現任）＝主任要件の前提となるもの



通知

相談支援従事者主任研修事業の実施について（平成三一・三・二八 障発〇三二八の一）

- 相談支援従事者主任研修事業実施要綱
- 相談支援従事者主任研修標準カリキュラム

都道府県等による主任研修は**標準カリキュラム以上の内容**で実施する。

14